

障害者福祉

○各種手帳について

からだの不自由な人は、身体障害者手帳を申請しましょう。
知的な発達が遅れがある人は療育手帳を申請しましょう。
精神疾患があり、日常や社会生活に制約がある人は、精神障害者保健福祉手帳を申請しましょう。
この手帳を持っていることによって、税金の控除など各種制度が利用できます。

問い合わせ先 西宮市役所障害福祉課 0798-35-3194 / 3757 /3174

○障害者への行政サービス

(1) 医療費の助成

障害の程度によって、健康保険診療の自己負担額の一部を助成します（所得制限あり）。

問い合わせ先 西宮市役所医療年金課 0798-35-3131

(2) 補装具・日常生活用具の交付等

障害の程度や生活状況によって、障害のある人が必要とする補装具（車いす、義足、補聴器、視覚障害者用安全つえ等）の交付・修理、日常生活用具（特殊寝台、点字器、ストマ装具等）の給付をしています。

問い合わせ先 西宮市役所生活支援課 0798-35-3157

(3) 手当の支給

福祉施設に入っていない重度の障害のある人に、障害の程度などによって、手当が支給されます。

問い合わせ先 西宮市役所障害福祉課 0798-35-3757

(4) 障害福祉サービスの利用

障害のある人が自立した生活ができるようホームヘルパー等の利用ができます。

問い合わせ先 西宮市役所生活支援課 0798-35-3130

○福祉施設

障害のある人が就労に必要な訓練や介護の支援などを受ける施設があります。

問い合わせ先 西宮市役所生活支援課 0798-35-3130

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。